重要事項説明の追加

弁護士 石 川 和 弘

- 1 宅建業法施行規則が改正されました。 本年8月28日施行です。
- 2 内容は、重要事項説明の対象項目の追加です。 全日の重説のひな型は、すでに改訂されています。

「水防法に基づく水害ハザードマップにおける当該宅地建物 の所在地(位置)」という項目です。

- 3 注意点は、次のとおりです。
- (1) 水害ハザードマップは、取引物件のある市町村の HP から 入手してください。

不明点は、当該市町村に問い合わせてください。

(2) 重説の際、ハザードマップを提示し、且つ、今回の取引物件の概ねの位置を示してください。

赤ペンを用いて×印を付けるという方法をお勧めします。

- (3)(2)で使用した×印付きのハザードマップを、重要事項 説明書と一体のものとして買主に交付してください
- (4) 重要事項説明書のひな型の「水害ハザードマップにおける

宅地建物の所在地(位置)」の欄には、「別紙ハザードマップ のとおり」と記載してください。

(5)(2)~(4)のことは、取引物件がハザードマップ上で 浸水想定区域の外にある場合でも同様です。

すなわち、今後すべての取引において必要となります。

(6) 浸水想定区域外=水害リスクがないとの誤解を与えないよ うにして下さい。

水害リスクがあると判断される場合には、重要事項説明書の備考欄に、「洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合があります。」と記載してください。

(7)以上は、売買だけでなく、賃貸における重要事項説明でも 同様です。

以上